

目 次

1	平成28年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)	
	・会計課	
	・選挙管理委員会	
	・公平委員会	
	・固定資産評価審査委員会	
2	平成28年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
	・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)	
	・大和庁舎(市民サービス課)	
	・三橋庁舎(市民サービス課)	
3	平成28年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
	・建設部(建設課、まちづくり課、国土調査課、下水道課、区画整理推進室)	
	・水道課	
4	平成28年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 37
	・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)	
	・小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲地小学校、有明小学校、 六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、ニッ河小学校、中山小学校)	
	・中学校(蒲地中学校、柳南中学校、大和中学校)	
5	平成28年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 53
	・保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和对策室)	
6	平成28年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 65
	・産業経済部(柳川ブランド推進室、農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、 観光課)	
	・農業委員会	
7	平成28年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 78
	・議会事務局	
	・消防本部	
	・教育部(生涯学習課)	
	・監査委員事務局	

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年11月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課、
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

平成28年10月1日から平成28年10月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年8月31日まで(平成28年度分)

平成27年9月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員研修の旅費について、支給すべき交通費の一部を算入せずに支給しているものがある。

イ 職員の時間外勤務手当について、時間外勤務申請（命令）書への記載が重複していることに気づかず、そのまま算定し支給しているものがある。

(契約事務)

ア 大関琴奨菊関優勝祝賀水上パレード・優勝報告会に伴う柳川橋への幕設置及び撤去業務の委託契約について、予算額を超過した予定価格の設定が行われている。

予算額	156,600円
予定価格	162,000円（入札書比較価格×1.08）
入札書比較価格	150,000円

【注意事項】

ア 大関琴奨菊関優勝御祝横断幕の制作等業務の委託契約に係る見積状況調書について、以前作成したものをコピーして使用しているが、決定理由欄に記載された契約相手方が修正されず、異なった業者名が記載されたままとなっている。

【要望・意見】

時間外勤務の取扱いについて、平成17年11月30日付け人事秘書課長通知「時間外勤務の取扱いの見直しについて」により、「課内の事務配分の見直しや課内・部内の応援体制など時間外勤務に頼らない方策を検討され職員の指導・監督に努められるよう」と、また、「時間外勤務がどうしても必要な場合、事前に申請し命令を受けて従事するものであり、従事者は命令時間内に従事事務を終えることができるよう努めるとともに、命令を受けずに居残っても時間外勤務とはならない」と通知されている。

近年、時間外勤務申請（命令）書の事後提出など、この通知が守られていないと思われる事象が多々見受けられるため、各職員に対し再度徹底を図られるよう要望する。

また、事故防止の観点から、一人での残業については可能な限り避けられるよう指導すると同時に、特定の職員に過度な残業が恒常的に行われている場合、業務内容を確認し改善を図られるよう指導されたい。

(総務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 調定決議書の作成にあたり、収入科目を誤り雑入に収入すべき情報公開資料代を地縁団体関係証明書交付手数料の科目に収入している。

(支出事務)

ア 防犯灯設置補助金に係り下記のものがある。

- ・ 交付決定の起案文書に財政課の合議がない。
- ・ 補助金交付申請書に添付された請求書及び領収書に日付の記入がない。
- ・ 防犯灯設置承認申請書に行政区防犯灯総数やLED灯数の記入がない。

イ 総務課内に事務局がある「柳川市交通安全推進協議会」を交付先とする柳川市交通安全推進協議会補助金について、下記のものがある。

- ・ 平成 27 年度の実績報告書が收受処理も供覧もされることなく、協議会綴りに綴られている。
- ・ 平成 27 年度の協議会に係る収入及び支出伝票が協議会会計綴りから抜き取られ、担当者により個人的に保管されている。
- ・ 平成 28 年度分の交付決定起案文書に、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく、財政課合議がない。

(契約事務)

ア 物品売買契約書について、下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・ 契約保証金を「市契約事務規則第 29 条の規定により免除」としているが、適用号数の記入がない。
- ・ 支払遅延に対する遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

イ 市が管理する防犯灯の修繕について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定及び業者選定理由の記載がなく、また予定価格の設定が行われていない。

ウ 平成 28 年度防災訓練に係り締結された下記の契約について、予定価格の設定や見積書の徴取が行われていない。

- ・ 倒壊家屋作成等業務委託契約
- ・ 平成 28 年度防災訓練会場における 1 トン土のう作成等業務委託契約
- ・ 平成 28 年度防災訓練会場整地業務委託契約

エ 法律顧問業務委託契約に係り見積書の提出を依頼してるが、市側の仕様書に委託料

の額を明示しており不適切である。

【注意事項】

- ア 現金領収書に年度や連続番号の記入がないものがある。
- イ 法律顧問業務委託契約について、相手方から提出された見積書に日付の記入がない。
- ウ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。
- エ 平成 27 年度分の郵便切手使用簿について、10 月 15 日払出分以降の決裁がない。

【要望・意見】

ア 防犯灯設置補助金について

この補助金は、行政区が管理する防犯灯の設置等に要する費用を補助するもので、補助金の交付申請に当たっては予め設置の承認を受ける必要があるが、設置承認前に既に取り替え工事が実施されているものや、年間の取替え可能数を越えて補助されているものがあった。

本事業は要綱等に基づき行われている事業であり、緊急やむを得ない事由により例外的な取り扱いを行う場合においては、その理由を明確にした上で決裁を受けられたい。

イ 行政区活動助成金について

この助成金は、行政区を基本単位とする様々な活動に対し、一世帯当たり 2,300 円の助成を行政区に対し行うものであるが、助成対象の可否について精査されていないものがある。

助成金申請の受付に当たっては、対象となる事業であるか否かについて適切に判断し、また不明なものについては十分な聞き取りをし、助成を前提とした事務とならないよう注意をされたい。

(企画課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 福岡県知事あての県広報紙配布委託金の請求書は3月3日付けだが、これに係る調定決議書の起案は3月29日と遅れている。

(契約事務)

ア 「全国町・字ファイル」の保守及びメンテナンスデータの提供に係る契約書について、納入遅延の違約金及び支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。

イ 下記の契約について、予定価格の設定や見積書の徴取が行われていない。

- ・柳川市ウェブサイト運営保守業務委託契約
- ・柳川市公式ウェブサイト Web サーバクラウドサービス委託契約

ウ 柳川市公式ウェブサイト運営保守業務委託契約に係る作業範囲について、「年間の合計金額は685,584円(税込)の業務内容とする。」と記載されているが、どのような作業が含まれるのか契約書等に記載がなく確認できない。

エ 平成28年度ICカード標準システム保守契約について、受託業者から「再委託先届出書」が提出されているが、收受処理も供覧もされていない。

また、再委託については、契約書において、書面等により委託者の承認を得ることとされているが、書面等での承諾もされていない。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用時間や使用区間の記入がないものがある。

イ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものや、訂正箇所には訂正印がないものがある。

ウ 起案文書において、決裁日や施行日の記入がないものがある。

エ 下記の契約について、随意契約の根拠となる施行令の適用条項は「第167条の2第1項第2号」であったが、起案文書に「第167条の2第1項第1号」と誤って記載している。

- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)回線提供に関する契約
- ・メールセキュリティサービス使用契約

【要望・意見】

企画課では、定住化促進事業や結婚サポート事業（大牟田市、みやま市との共同事業）等様々な事業が行われているが、費用対効果が十分に得られているとは言い難い状況である。事業の実施や継続に当たっては、目的達成のために効果的な事業か、実施方法等に見直しを要する点はないのか等十分に検討、検証されたい。

(財政課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 平成 28 年 4 月 14 日付けで起票されたふるさと寄付金の調定決議書を、会計管理者に通知しないまま保管している。
また、決裁日の記入がない。

(支出事務)

- ア ふるさと寄付金への返礼品の内、宿泊券については、使用後にその代金が請求されることとなっている。宿泊券の有効期限は発券後 1 年間とされているため、翌年度の支出となるものがあるが、これに係る債務負担行為が設定されていない。

(契約事務)

- ア 平成 28 年度の柳川庁舎電話交換機再リース契約について、平成 28 年 3 月 31 日に契約締結している。平成 28 年度の予算執行が可能となるのは平成 28 年 4 月 1 日からであるため、3 月 31 日に契約締結することはできない。
また、この契約に係る見積書について、電子メールにより受信し、原本を徴取していない。

- イ ふるさと寄付金へのお礼品の購入に係る物品売買契約書について、納品場所は「柳川市財政課」とされているが、実際には納入業者が直接寄付者への発送までを行っており、契約実態に合っていない。

【注意事項】

- ア 旅行命令書について、復命欄への記入がないものや、訂正箇所には訂正印がないものがある。

- イ 公用車運転日誌について、使用の記録が漏れているものや、使用時間、使用目的又は使用区間の記入が漏れているものがある。

- ウ 嘱託登記事務等業務委託契約について、契約の相手方から提出された使用印鑑届に日付の記入がない。

- エ 特別警備業務請負契約(柳川庁舎北側駐車場交通誘導警備業務委託契約)について、業者から提出された見積書に日付の記入がない。

- オ 柳川市普通財産除草業務委託契約に係る事業完了届に、訂正印として、市職員の私印が押印されている。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【要望・意見】

債券等有価証券運用については、昨年の定期監査において「リスク管理の徹底を図ると同時に、購入売却の決定に至る経緯、組織等の責任の明確化」について検討課題として要望したところである。平成28年度においても公金運用委員会で協議し、「債券運用指針」、「資金管理方針」に基づき債券運用が行われている。

しかし債券等有価証券運用は金融や経済環境に左右され、金利や価格に上昇下落があることは言うまでもない。従って短期間での売買収益（キャピタルゲイン）を目的として購入し、金融情勢の変動により債券価格が下落するような事態に陥った場合、現在の金利環境から極めて低金利の債券を長期保有せざるを得ないこととなり、その間の一定した継続的な利息収入（インカムゲイン）は満期償還まで低額に甘んじなければならぬ恐れがある。

そこで今後も安定した歳入の確保と財政運営を行う上でも、債券等有価証券運用については細心の注意とリスク管理の徹底、即ち運用額の上限の設定（既に実施）、購入債券の銘柄の分散、銘柄ごとの購入ロット（単位）の決定、キャピタルゲインを目的とした場合の売却益の目安の設定、国債以外の場合の格付けによる銘柄の選定（国債や公営企業債、東京都債等は格付けも高くマーケットで常に流通しており売却も比較的容易であるが、格付けの低い地方債は流通が少なく比較的売却が容易でない。）、短期運用目的、長期保有目的の明確化、年度間の売買回数の制限等のリスク管理が必要であると同時に、常に経済情勢、金融情勢、日々のマーケットの動向に注力する必要がある。

ゼロ金利政策の導入により市の資金運用が難しい局面を迎えている現状に鑑み、今後とも国債等債券による資金運用は歳入の増加を図る上で避けられないと考えるが、前述のリスク管理を具体的に行う上でも、債券等有価証券運用規程、規則の策定を検討されるよう要望する。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 選挙人名簿登録制度の見直しに伴うシステム改修業務について、「事前作業着手依頼書」により業務を発注し、契約事前伺い等の契約事務を事後的に行っている。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、復命欄への記入がないものや、訂正箇所には訂正印がないものがある。

イ 会議録について、選挙管理委員会委員長の供覧印がないものがある。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結
伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期
監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない
状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認
し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされ
ていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが
見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査
「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤
りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納
員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。ま
た徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に
記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年12月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成28年11月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日まで(平成28年度分)

平成27年10月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

イ 下記の契約書について、柳川市を発注者、相手方を受注者として契約しているが、同契約書の仕様書では甲乙と表記している。

- ・課税ファイリングシステム保守業務契約書
- ・国税連携システム保守業務契約書

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用年月日や使用理由の記入のないものがある。

イ 下記の起案文書に見積状況調書の添付がない。

- ・家屋評価システム使用契約

(市民課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。

イ 下記の随意契約の根拠規定について、施行令第167条の2の適用号数を誤っている。

・R・O・Sファイルストッカー（戸籍保管庫）保守契約

(生活環境課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 現金領収書について、連続番号を重複して付しているものがある。(前年度指摘事項)
- イ 蒲池農村環境改善センター分及び中山集会所・中山コミュニティーセンター分の防災拠点等再生可能エネルギー導入推進事業補助金に係る調定決議書について、福岡県から補助金交付決定通知を受けた際に起票しておく必要があったが、補助金交付額確定通知後に起票している。
- ウ 平成 28 年度の畜犬登録手数料について、歳入科目を誤り、狂犬病予防注射済票の細節に収入しているものがある。

(支出事務)

- ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の事項が見受けられた。
- ・支出負担行為決議書に会計管理者の押印のないものがある。
 - ・設置者に市税又は国民健康保険税の滞納がある場合は交付しないこととされているが、滞納がないことを確認せずに交付しているものがある。
- イ 生ごみ処理容器購入助成金について、柳川市生ごみ処理容器購入助成金交付要綱に規定する「EM 容器」と「容器」の区分を誤り、助成上限が 1,000 円の「EM 容器」に対して 1,790 円助成しているものがあるため、適正に処理されたい。

(契約事務)

- ア 環境対策活動業務委託について、下記の事項が見受けられた。
- ・契約書において、委託している 7 業務の内 6 業務について業務内容が具体的に示されていない。また、そのため、何をもって履行されたと確認できるのか不明確である。
 - ・受託者である柳川市地域婦人連絡協議会から提出された事業報告書は、当該団体の 1 年間の活動報告書であり、委託した業務の履行について報告する内容となっていない。

【注意事項】

- ア 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

【要望・意見】

- ア 原因者負担が生じる油流出事故等への対処について
平成 28 年 2 月 4 日に柳川市七ツ家にて発生した重油タンクからの油流出事故への対処について、原因者の確認を受けずに資材を使用・処分したことにより、原因者に請

求根拠を示すことができなかつたため、本来ならば原因者が負担すべき費用の一部を市が負担することとなっている。

このような事案は今後も発生することが予想されることから、適切な対処方法について十分に検討し、事後のトラブル及び市の不要な支出の防止を図られたい。

イ 環境対策活動業務委託について

指摘事項に挙げたとおり、契約内容や履行確認について問題点が見受けられる。

また、業務委託とは、本来市が直接遂行すべき業務について、民間企業や住民団体などの諸団体または個人にその事務処理を委ねることをいうが、「環境対策活動業務」として委託している業務全てが、本来市が直接遂行すべき業務であるとは考えにくい。

委託している業務は、本来市が直接遂行すべき業務であるか、「業務委託」という形態は適切か、再度検討されたい。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 紙類等の資源性廃棄物の売払収入について、前年度の契約金額にて売却計算表を作成し、本来の契約金額より少ない金額にて収入されているものがある。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 1台23,760円(消費税込)の送風機の購入費用を消耗品費から支出している。この物品については、全体の中の一部を構成するものではなく、単体での使用が可能なものである。比較的長期(概ね1年以上)に使用でき、取得価格が1万円以上の物品の購入については、備品購入費からの支出とされたい。

(契約事務)

ア 柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約について、見積書提出期限後に見積書を提出した業者と契約を締結している。

イ 高架水槽及び温水タンク等清掃業務委託契約について、3者から提出された全見積書に日付けを加筆し、全てにおいて日付の修正を行っている。

(その他)

ア 一般廃棄物収集運搬業許可証については、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、有効期限満了後は、市長に返納しなければならないとされているが、許可業者の紛失により返納されていないものがある。

【注意事項】

ア ガラス類の資源性廃棄物の売払収入について、9月分の未収金の確認を怠り売却代金の納入が遅延している。

イ 下記の修繕に係り業者から提出された書類について、次のような不備があるにもかかわらず、そのまま収受している。

- ・大和干拓最終処分場浸出水処理施設修繕(工程表に修繕工程の記入がない)
- ・柳川市クリーンセンター排水処理施設汚泥ポンプ取替修繕(引渡書に完成承認年月日等の記入がない)

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 現金領収書に分任出納員名の記入がないものがある。(前年度注意事項)

(契約事務)

ア 平成28年3月1日に起案されたコピー用紙購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺について、予定価格が10万円を超えているため部長決裁となるが、課長により決裁されている。

イ フルカラー複合機の賃貸借契約について、下記の事項が見受けられた。

- ・庁舎長により1ヶ月当たりの単価で予定価格が設定されているが、契約期間中の予定総額に換算すると100万円を超えるため、設定権者は副市長となる。
- ・長期継続契約であるため市長決裁となるが、庁舎長により決裁されている。

(その他)

ア 公印使用簿に押印公印名称の記入がないものがある。(前年度注意事項)

【注意事項】

ア 大和庁舎他4施設の飲料水自動販売機設置及び大和庁舎のたばこ自動販売機設置に係る行政財産使用料の算定方法について、起案文書に記載がなく算定内訳が確認できない。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア デジタル広幅複合機の賃貸借契約について、下記の事項が見受けられた。
- ・長期継続契約であるため市長決裁となるが、庁舎長により決裁されている。
 - ・新年度の予算執行が可能となる前の平成 28 年 3 月 28 日に契約を締結している。

【注意事項】

- ア コピー代の調定決議書について、摘要欄に調定額の根拠となる計算式を入力しているが、入力を誤っているものがある。

【要望・意見】

柳川保護区保護司会館が建設されている三橋図書館東側の土地については、行政財産の使用許可により柳川市保護区保護司会に無償にて使用させているが、許可期間は 1 年であるものの、更新により引き続きの使用を許可している。

行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産で、その用途又は目的を妨げない限度において目的外に使用することができるものであり、長期間の使用を予定しているものではない。

このケースにおいては、当該土地に会館が建設されていることから、一時的な使用に留まらないことは明らかであり、本来貸付けにより行われるべきものであるが、現行の財務規則には行政財産の貸付けについての規定が無いため、このような取扱いが行われている。財務規則の改正について関係部局と協議し、必要な措置を取られるよう要望する。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結
伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期
監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない
状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認
し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされ
ていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが
見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査
「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤
りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納
員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。ま
た徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に
記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、まちづくり課、国土調査課、下水道課、区画整理推進室)、水道課

3 監査の実施期間

平成28年12月1日から平成28年12月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年10月30日まで(平成28年度分)

平成27年11月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 市営吉富・佃・鷹園団地消防設備点検業務委託（平成 27 年度起工第 2 号）に係る起工伺の起案日及び決裁日は平成 27 年 1 月 25 日、予定価格調書の日付は平成 27 年 1 月 26 日とされているが、何れも平成 28 年の誤りである。

また、この委託業務は平成 28 年 2 月 25 日に完成しているが、受託者から提出された工事完成届に「完成年月日 平成 28 年 2 月 29 日」と誤った記載がされているにもかかわらず、そのまま受領している。

イ 市営隅町南団地床修繕工事（平成 28 年度起工第 12 号）の契約締結に当たり業者から提出された見積書は平成 28 年 9 月 6 日付けであるが、契約締結伺は、見積書提出前の平成 28 年 9 月 5 日付けで起案され、決裁日及び施行日も同日とされている。

ウ 市営佃団地の修繕工事施工中に、同箇所での営繕工事が必要であることが判明したため、修繕工事完了後、修繕工事受注者と営繕工事の契約を締結したとしているが、実際には、修繕工事と並行して営繕工事を行っており、契約日や工期について整合性がとれていない。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用時間の記入がないものがある。

イ 起案文書等に決裁日や施行日の記入がないものがある。

【要望・意見】

ア 柳川市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付について

これまでの定期監査において、書類により確認すべきものを口頭確認のみとするなど審査方法が適切でないものや、交付要件の見直しが必要と思われるものが見受けられたため、これらについて検討されるよう要望してきたところである。

このことについて、交付対象者の見直しや、交付要件確認時のチェックシート活用等、一部において改善されてはいるものの、今年度の定期監査においても下記のとおり書類の不備や不適切な取扱いが見受けられた。

については、補助金の交付を適切に行うため、疑義が生じることがないように、要綱を見直されるよう要望する。

① 申請者と建物の所有者が異なる場合の関係確認について

申請者の負担になるとの理由で、戸籍による証明又は住民票の提出を求めず口頭での確認のみとしている。また、他の相続関係者からの異議申し立て等について申

請者が責任を負う旨の確認書の徴取により、申請者の責任を明確にしているとしているが、申請者に相続権がない場合には、この確認書の効力について疑義が生じると考えられる。そのため、申請者は相続権を有する者に限ることとし、戸籍による証明等により確認することとされたい。

また、建物の所有者が生存している場合には、建物所有者からの除却に関する承諾書や委任状の提出を求められたい。

② 老朽危険家屋等の除却及び処分に要した費用の負担者の確認について

この補助金は、老朽危険家屋等を除却する事業を行う者に対し交付するとされているため、申請者が除却等の費用負担者であることは補助金交付の要件であると考えられるが、申請者と異なる者が同費用を負担しているものや、同費用に係る請求書や領収書の宛名が申請者と異なっているものについても、申請者に補助金が交付されている。

補助金交付の適否については、要綱に則り適正に判断されたい。

③ 区分所有されている建物の除却に係る補助金について

2者により区分所有されている建物の除却に係る補助金交付申請について、一方の所有者がもう一方の所有者に委任し1件の申請として提出されている。補助金の算定及び交付に当たっても1件として取り扱われているが、所有者毎の申請とし、各々に対して補助金を算定し交付されたい。

イ 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料について

現年度分の収納率は、ほぼ横ばいであるが、過年度分の収納率については年々低下し、未収額は増加している。特に高額滞納者が相当期間分を滞納し引き続き居住している状況にあることは憂慮すべきことである。市の自主財源確保が厳しさを増す中、未収金を減少させることは、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に限らず歳入の確保と財政健全化を図る上で欠かすことができない重要な課題である。建設課においては、この改善に努めてはいるものの、実態は前述したとおり未収金が増加し収納率が低下している状況にある。

市では市営住宅使用料の滞納整理事務を適切に処理するため、「柳川市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領」を定めている。

柳川市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領（抜粋）

第4条第2項第3号 滞納者が収入超過者及び高額所得者である場合には、滞納状況等により明渡しにつながることを説明し、特に厳しく納付指導を行うこと。

第6条 催告及び納付誓約書に基づく納付指導をしても納付の確約が得られない滞納者については、必要に応じて、当該滞納者の連帯保証人に対して電話又は文書で納付履行の協力を依頼する。

第7条 毎年度6月1日を基準日として滞納月数が3カ月以上あり、再三の催告

及び納入指導にもかかわらず滞納が累増している滞納者に対しては、市営住宅の明け渡し請求を行うこととする。

この他、法的措置についての規定も設けられている。

業務が繁多を極める中、人員や時間は限られており、要領どおりに実施することは容易ではないと思うが、収納状況の改善を図るには、滞納額や滞納率の減少目標を設定し臨戸訪問の頻度を上げるなど効果的な方法を創意工夫すると同時に、要領に定めた原則に立って取り組むことが肝要である。

(まちづくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 屋外広告物に係る事務について、下記の事項が見受けられた。
- ・課長決裁なく許可書が交付されている。
 - ・1つの広告塔に複数の公告物がある場合の手数料は、面積を合算して算定すべきだが、個別に算定している。
 - ・非営利で公益性が高く、免除対象とすべき団体から手数料を徴収している。
 - ・更新時に提出される屋外広告物自主点検結果報告書に日付の記入がない。

(支出事務)

- ア 旅行命令書について、下記の事項が見受けられた。
- ・旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。
 - ・他団体が旅費を負担する現地研修について、旅費雑費を支給している。
 - ・宿泊を要する旅行の命令権者は副市長であるが、課長により決裁されている。
 - ・自家用車による旅行に命令権者の承認印がない。
- イ 負担金増額のための予算流用について、事前に書面による市長決裁を受けていない。

(財産管理事務)

- ア 市道西鉄柳川駅自由通路線の壁面に設置されたパネルの使用について、営利な内容を含むポスターであるにもかかわらず、行政財産使用料を全額免除として許可している。

【注意事項】

- ア 相手方より提出された工事完成届に決裁日の記入がないものがある。
- イ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。
- ウ 公用車運転日誌について、課長の押印がない。
- エ 購入備品に財務規則第138条の規定による標識の貼付がない。

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 柳川市三橋町枝光・吉開地内国土（地籍）調査業務委託（過年度数値情報化）契約書に貼付された収入印紙税額は 200 円であるが、正しくは 400 円である。

(その他)

ア 公用車運転日誌に課長の押印がないものがある。（前年度注意事項）

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。

イ 郵便切手使用簿に課長の確認印及び取扱者印がないものがある。

ウ 公用車運転日誌に使用年月日・時間・氏名・目的・区間・走行距離の全てを鉛筆で記入しているものがある。

(下水道課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川浄化センターで使用する下記薬品の単価契約について、予定価格が設定されていない。

- ・ポリ塩化アルミニウム (PAC)
- ・ポリ硫酸第二鉄 (無機凝集剤)
- ・ダイヤブロック (高分子凝集剤)

イ 柳川浄化センター、三橋第4ポンプ場中央・計装設備点検業務委託契約について、下記の事項が見受けられた。

- ・起工伺について、誤って起案日を記入せずに起案し、決裁後に予定価格調書の作成日より遅い日付を記入したことにより、日付に矛盾が生じている。
- ・市が見積依頼した業者からの見積書に関する委任状を添えて、代理人(受任者)による見積書が提出されている。見積書やその封印に使用された代理人の印影は委任状に押印されたものと異なっているが、そのまま受領し契約している。
- ・委託契約約款では照査技術者と管理技術者を兼ねることはできないとされているが、受託者から提出された業務着手届には、照査技術者と管理技術者について同一人が記載されている。

ウ 下記工事の着工届について、「現場代理人」若しくは「主任技術者又は監理技術者」の住所、氏名、資格及び実務経験年数の項目全て又は一部に記入がない。

- ・No.1-1 送水ポンプ修理工事
- ・汚泥脱水機蛇行検出器取替工事
- ・汚泥脱水機制御盤シーケンサ入替工事

(その他)

ア 取付管設置申請書及びこれに係る承諾書に日付の記入がないものや、承諾書について取付管設置場所の記入がないものがある。(前年度指摘事項)

また、取付管設置申請書については、下記の事項について記入がないものもある。

- ・建物所有者の住所、氏名
- ・土地所有者の住所、氏名
- ・排水区分

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。

イ 起工伺について、起案日や決裁日の記入がないものがある。

【意見・要望】

下水道受益者負担金及び下水道使用料について、臨戸訪問等収納対策に努めているものの、平成 28 年 10 月末時点での過年度分収納率は、前年に比べ低い状況にある。収納率及び収納額について目標値を定め、受益者負担の公平性の観点から、積極的な対策をとられるよう要望する。

(区画整理推進室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

【注意事項】

ア 公用車の運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用時間の記入がない。
- ・課長印の押印がない。

【意見・要望】

良好な道路景観のためとして区画整理事業地内道路に植樹を行ったが、その植樹後、地権者からの「所有する土地に立つ看板の支障になる。」との要望を受け植栽移植工事を行っている。

このことについては、事前に周辺地権者に周知をしたり、周辺地区に配慮して植樹を行っていれば防止できたものと思われる。今後は街路樹に限らず市の構築物を設置するに当たっては、最大限の推測想定をした上で施工されるよう要望する。

≪水道課≫

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【要望・意見】

電話による納付催告や臨戸訪問等収納対策に努めているものの、平成 28 年 10 月末時点での過年度分収納率は、例年に比べ低い状況にある。まずは、収納率及び収納額についての明確な目標値を定め、公平性の観点から停水措置をも含めた積極的な対策がなされるよう要望する。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

エ 歳出予算について、安易な流用による流用戻しや、多額な流用等が見受けられる。

当初予算編成後に新たな事業の必要が生じた場合等、やむを得ないと考えられるものもあるが、予算内での事業実施が基本であることを踏まえ、安易に流用に頼ることのないよう、予算編成に当たっては、事業の洗い出しや費用の積算を慎重に行われたい。

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

平成29年1月4日から平成29年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年11月30日まで(平成28年度分)

平成27年12月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 学力分析検査（単価契約）について、予定数量による総額は 10 万円を超えるため決裁区分は部長となるが、課長により予定価格が設定され決裁されている。

イ 下記の契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。

- ・柳川市立小学校の電子黒板の賃貸借契約
- ・小中学校管理業務委託契約（学校用務員業務）

【注意事項】

ア 下記の契約について、業者から提出された見積書に日付の記入がない。

- ・学力分析検査（単価契約）
- ・複合機のリース契約

イ 下記の契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

- ・柳川市立小学校の電子黒板の賃貸借契約書
- ・単価契約書（トイレトペーパー）
- ・単価契約書（知能検査）
- ・柳城中学校他 5 校空調設備設置工事に伴う監理業務委託契約書

ウ 下記の契約書の契約保証金について、「契約事務規則第 29 条第 8 号の規定により免除」としているが、第 8 号は官公署又は公共的団体等を契約の相手方とする場合の規定であり同号を適用して免除することはできない。

- ・単価契約書（トイレトペーパー）
- ・単価契約書（知能検査）

エ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。

【要望・意見】

平成 24 年度に発生した中学校のガラス破損事故の修繕費用については、市が加入する公有建物災害共済金により全額補填されている。その後、破損原因が判明し関係者に対して弁償金の請求を行い今日に至っているが、その一部が関係者から弁済されず未収金として計上されている。被害額は既に受領済みであることから、関係者に対して弁済を求める権利（求償権）は市側にはないものと解され、これを未収金として計上することは不適正である。市有財産の損害保険を所管する財政課とともに適正に対応されたい。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア ガスの単価契約に係り下記の事項が見受けられた。
- ・ 決裁権者による予定価格調書が作成されていない。
 - ・ 年間の予定購入額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
- イ ボイラー点検契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。
- ウ 警備業務委託契約書について、長期継続契約であるが、予算が減額又は削減された場合の契約解除条項が付記されていない。

【注意事項】

- ア 警備業務委託契約書について、契約保証金を全額免除としているが、根拠規定の記入がない。
- イ 複合機のリース契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
- ウ ノロウイルスの検査委託契約について、業者から提出された見積書に日付の記入がないものがある。
- エ 調理機器保守点検業務委託に係る見積書について、FAXにより受信し原本を徴取していない。

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア ガスの単価契約に係り下記の事項が見受けられた。
- ・ 決裁権者による予定価格調書が作成されていない。
 - ・ 年間の予定購入額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
- イ 複合機のリース契約について、決裁権者による予定価格調書が作成されていない。
- ウ 下記の契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。
- ・ ボイラー点検契約書
 - ・ 生ゴミ処理機保守点検契約書
- エ 食缶の購入に際して 1 者による見積り入札を行っているが、見積り依頼の 1 ヶ月前に徴取していた見積書により契約を締結している。

(その他)

- ア 配送車運転日誌について、下記の記録が漏れているものがある。(前年度注意事項)
- ・ 配送車出発時刻
 - ・ 回収の出発、終了時間

【注意事項】

- ア 下記の契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
- ・ 複合機のリース契約書
 - ・ 各種物品修繕契約書
- イ 消毒業務委託契約について、業者から提出された見積書に日付の記入がないものがある。
- ウ 4 月 1 日から契約が開始する各種契約の締結起案について、新年度開始前の平成 28 年 3 月 31 日を施行日としている。

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の修繕契約について、決裁権者による予定価格調書が作成されていない。

- ・ ライスボイラー他修繕契約
- ・ 冷蔵庫修繕契約
- ・ 洗浄室入口自動ドア修繕契約

イ 冷蔵庫及び冷凍庫の保守点検業務委託については、契約に基づき委託料を前払いしているが、保守契約約款において、「不能により、保守点検および修理を完了することができないときは、当該保守機にかかるこの保守契約は、その時をもって当然に終了し」とあり、また「保守機の保守期間の残存期間（保守期間の日数に対する未経過日数）分に相当する部分につき、これを返還します。」と記載されている。しかしながら、平成 27・28 年度に冷蔵庫及び冷凍庫が修理不能となったにもかかわらず、前払いした当該保守料金の返還は受けていない。上記保守契約約款に照らせば返還されるものと解されるため、確認をされたい。

【注意事項】

ア 複合機のリース契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 車賃の算定については、通算した路程の1 km未満の端数は切り捨てなければならないが、切り捨てていない。(前年度指摘事項)

(契約事務)

ア 予定価格が3万円を超える夏期講座ポスターの印刷契約について、伺兼依頼書が作成されていない。(前年度指摘事項)

イ 柳川市ヒューマンライツ音響照明業務委託契約について、契約締結伺書決裁と契約締結の日付が前後している。

ウ 柳川市人権を考えるつどい音響照明業務委託契約について、見積書と契約締結伺書の起案の日付が前後している。

(その他)

ア 人権・同和教育研究協議会会計について、下記のものがある。

- ・立替払いをしている。(前年度指摘事項)
- ・筑後地区進路保障協議会に対する負担金支払いについて、納入期限は7月8日だったが翌年1月27日に支出している。

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。

イ 公用車運転日誌について、使用年と使用終了時間の記入がないものがある。

ウ 社会教育集会所運営審議会委員報酬支払いについて、1名分が資金前渡日から受領するまで2ヶ月程経過している。

エ 人権・同和教育研究協議会会計について、下記の支出伺い年月日を誤っている。

例) (誤) 平成27年1月27日 (正) 平成28年1月27日

- ・筑後地区進路保障協議会に対する負担金
- ・第56回福岡県人権・同和教育夏期講座参加費
- ・筑後地区人権・同和教育研究協議会課題別研究会「健康」保障学習会資料代
- ・福岡県人権・同和教育冬期講座参加費
- ・筑同研課題別研「人権・部落問題学習 Part-2」資料代
- ・第30回人権啓発研究集会(大阪市)旅費
- ・第30回人権啓発研究集会(大阪市)参加費

(図書館)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 三橋図書館複写機保守及び消耗品供給に関する契約について、契約金額が予定価格を上回っている。
- イ 蒲池・昭代分館用図書館システム端末機の賃貸借契約に係る契約保証金について、「契約事務規則第 29 条第 7 号の規定により免除」としているが、契約金額が 30 万円を超えるため、同号を適用して免除することはできない。
- ウ 雲龍の館外壁塗装改修工事に係る契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するとして随意契約としているが、外壁の老朽化に伴う工事であり、これに係る費用は当初予算に計上されていたことから、計画的に実施することができる事業であったと言える。よって、同号に規定される「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当するとして随意契約としたのは不適正である。

【注意事項】

- ア 柳川市立図書館会議室等利用許可申請書及び柳川市立図書館会議室等使用料減免申請書について、下記のものが見受けられた。
- ① 次の項目の記入がない、又は誤っている。
 - ・入場料の徴収有無（入場料徴収の有無及び徴収有の場合の徴収額）
 - ・特別設備（特別設備の有無及び設備する場合の設備内容）
 - ・当日の責任者（氏名・電話番号）
 - ・使用料減免申請理由（使用料減免適用条項の適用号数）
 - ② 利用時間の変更や延長について、鉛筆を使用し記入している。
- イ 使用料に係る変更調定書に、誤って事実と異なる変更理由を記載している。

【意見・要望】

柳川市立図書館の会議室等の利用について、「営利を目的として利用すると認めるとき」は利用を許可しないことが、柳川市立図書館条例第 10 条において規定されている。

現在、マンションの入居者募集や勧誘など、直接営利につながるものについては利用を許可せず、入居説明会等については営利目的ではないとして利用を許可しているが、このような説明会も営利を目的とする事業の一環であると言える。

当市においては、柳川市立図書館条例施行規則第 24 条において、「会議室等は、市民文化の創造、調査研究等に資する活動のため利用するものとする。」と規定されていることを踏まえ、利用許可に当たり疑義が生じることのないよう、「営利目的」の定義について明らかにされたい。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

エ 伺兼依頼書や起案文書等について、以前使用した文書等を複写し、内容を修正して使用しているものがあるが、中には、修正を一部漏らしたまま使用し、決裁しているものが見受けられる。このような場合にあっては、記載内容を全て正しく修正したか、十分に確認されたい。

平成28年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、
中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)

3 監査の実施期間

平成29年1月4日から平成29年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における学校の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また学校の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年11月30日まで(平成28年度分)

平成27年12月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地

調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(東宮永小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 見積状況調書について、契約件名を誤って記入しているものがある。

イ 宿泊体験学習の車両借り上げに係る事務について、下記の事項が見受けられた。

- ・起案文書に決裁日や施行日の記入がない。
- ・業者から提出された見積書に日付の記入がない。

(矢留小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習の車両借り上げに係る見積状況調書について、予定価格及び入札書比較価格欄の金額を誤って記入している。

(両開小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習の車両借り上げに係る見積状況調書について、入札書比較価格欄の金額を誤って記入している。

(蒲池小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(有明小学校)

【指摘事項】

(財産管理事務)

ア 通信費の受払事務について、記録されている切手残数と保有枚数が相違している。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習の車両借りに係り業者から提出された見積書に日付の記入がないものがある。

(六合小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

特になし。

(豊原小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

特になし。

(藤吉小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

特になし。

(ニッ河小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習の車両借りに係り業者から提出された見積書に日付の記入がないものがある。

(中山小学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習の車両借りに係り業者から提出された見積書に日付の記入がない。

《中学校》

(蒲池中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(柳南中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(大和中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 下記の物品売買契約書について、相手方へ渡すべき契約書を渡さず保管している。

- ・ コレーター（丁合機）
- ・ 収納式ベッド、寝具入れ兼大型整理棚

【全般的共通注意事項】

物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや記入誤り及び徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年3月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

平成29年2月1日から平成29年2月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成28年12月31日まで(平成28年度分)

平成28年1月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 28 年度分の災害援助資金貸付金の元利収入について、4 月 1 日に起案すべき調定決議書が作成されていない。

イ 平成 27 年度に発生した障害福祉サービス費過年度分返還金について、6 月 1 日に起案すべき調定決議書が作成されていない。

ウ 平成 27 年度に調定した平成 28 年 3 月分の介護予防事業利用者負担金について、平成 28 年 5 月 31 日までに納入されなかったため、平成 28 年度に過年度分として調定しているが、平成 28 年 6 月 1 日に起案すべき調定決議書を、出納整理期間中の平成 28 年 5 月 27 日に起案している。

エ 平成 27 年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金の 2、3 月分の交付決定通知は 1 月 26 日付けだが、これに係る 3 月分の調定決議書の起案日は 2 月 22 日と遅れている。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

イ 市は、柳川市福祉バス事業及び柳川市高齢者生きがい活動支援通所事業の業務委託に係り柳川市社会福祉協議会との間で車両の使用貸借契約を締結している。この契約書において、車両の使用については、「柳川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 7 条」の規定に基づき無償とするものの、自動車検査費、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、車両保険を含む任意保険料及びガソリン代等運行にかかる諸経費については、受注者である柳川市社会福祉協議会が負担することとしている。

しかしながら実態では、これらの費用も事業を実施する上で必要な経費と捉え委託料に積算し、市が負担していることから契約内容と実態が相違している。

ウ 柳川市認知症カフェ運営補助金について、下記の事項が見受けられた。

- ・ 交付申請書に申請年度及び申請額の記入がない。
- ・ 交付決定の起案文書に財政課の合議がない。

エ 愛のネットワーク事業補助金について、交付決定の起案文書に財政課の合議がない。

オ 平成 27 年度に交付された下記の補助金について、事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受けていないものや、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていないものがある。

- ・柳川市身体障害者福祉協会補助金
- ・柳川市献血推進協議会補助金

カ 平成 27 年度柳川市単位老人クラブ助成費補助金について、実績報告書に添付された事業活動状況報告書の誤りに対し口頭確認は行っているものの、書類の差し替えが行われていないものがある。

(契約事務)

ア 柳川市生活保護受給者就労支援事業業務委託契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。

イ 複合機の賃貸借契約に付随したパフォーマンス契約について、長期継続契約であるため市長決裁となるが、部長により決裁されている。

ウ 地域デイサービス事業の契約締結伺の起案文書に部長の決裁印がないものがある。

エ 生活保護医療扶助の診療報酬明細書等点検業務委託契約書について、収入印紙の貼付がない。

オ 柳川市軽度生活援助事業業務委託について、業者は本事業要綱にて定められた利用者の個人負担金を差し引いた額を市へ請求するが、現要綱と異なる個人負担金が記載された様式が契約書に添付され袋とじされている。

【注意事項】

ア 現金領収書について、年度や連続番号を付していないものがある。

イ 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・旅行の取消しに訂正印がない。（前年度注意事項）
- ・復命欄への記入がない。
- ・旅費欄等の記入に鉛筆を使用している。

ウ はり、きゅう、あん摩等施術券交付申請書について、交付希望枚数の記入を誤っているものがある。（前年度注意事項）

エ 民生委員児童委員感謝状贈呈式の折の記念品購入に係る見積書について、FAXにより受信し原本を徴取していない。

オ 購入備品に財務規則第 138 条の規定による標識の貼付がないものがある。

(子育て支援課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の変更調定書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・ 児童入所施設措置費等国庫負担金（追加交付決定分）
 - ・ 児童入所施設措置費等県費負担金（変更交付決定分）

(契約事務)

- ア 柳川市学童保育所運営委託変更契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。(前年度指摘事項)
- イ 子供を守る地域ネットワーク事業委託契約について、契約締結伺書決裁と契約締結の日付が前後している。
- ウ 学童保育所事業に用いる収納棚購入契約について、見積書と契約締結伺書の起案の日付が前後している。
- エ 柳川市内学童保育所保安警備業務請負契約書について、別紙 4「警備計画、警備対象物件及び細則」に市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の記入がない。

【注意事項】

- ア 過年度分（平成 27 年度分）施設型給付委託費返還金（六合）について、通知文書と調定決議書の起案の日付が前後している。
- イ 下記の予算流用について、見積書と予算流用申請書の起案の日付が前後している。
- ・ 中島校区学童保育所備品購入
 - ・ 中島校区学童保育所公有財産購入
- ウ 下記に係る物品売買契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
- ・ 中島校区学童保育所畳
 - ・ 中島校区学童保育所児童用棚

(健康づくり課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 平成28年3月31日に起案された平成28年3月分妊婦健診委託料の支出負担行為決議書に、平成28年4月1日に配属された保健福祉部長が誤って押印している。
- イ 病床転換助成関係事務費拠出金について、社会保険診療報酬支払基金への支払い後に減額の変更決定通知があったため、減額分の返還請求をし、戻入しているが、支出負担行為の変更を行っていない。
- ウ 柳川市国民健康保険健康づくり助成事業について、下記のものが見受けられた。
- ・配布用タオルの助成に係る交付申請書及び実績報告書に、申請団体の名称及び代表者名の記載がなく、交付申請書については申請日の記載もない。
 - ・実績報告書に補助事業に係る収支報告書の添付がない。
 - ・実績報告書に記載された助成対象経費と添付された領収証の金額が一致しない。
 - ・実績報告書に添付された領収証に購入内容の記載がなく、何の領収証か確認できない。

(その他)

- ア 下記の医療証の印刷に当たり、柳川市公印規則第10条に規定される公印の印影の印刷についての決裁を受けていない。
- ・こども医療証 (H28.12.1 契約分)
 - ・障害者医療証 (65歳未満一般、65歳未満精神障害) (H28.12.13 契約分)

【注意事項】

- ア 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・旅費の訂正に訂正印がない。(前年度注意事項)
 - ・旅費欄の記入に鉛筆を使用している。(前年度注意事項)
 - ・旅費欄の訂正に修正液を使用している。
- イ 公用車運転日誌について、走行距離の記入がない、又は誤っているものがある。
- ウ 起案文書に、決裁日や施行日の記入がないものがある。
- エ 国民健康保険被保険者証の印刷に係る印刷製本請負契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。

(総合保健福祉センター)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 下記の契約に当たり徴取した見積書について、徴取後、日付の修正を行っている。
- ・三橋総合保健福祉センター湯沸器設置
 - ・三橋総合保健福祉センター「トレーニングルーム」ランニングマシン購入
- イ 下記の契約について、長期継続契約であるため市長決裁となるが、部長により決裁されている。また、②については総務部長の合議もない。
- ① 柳川総合保健福祉センター「水の郷」施設管理システム保守管理業務委託
 - ② 総合保健福祉センターAED(自動体外式除細動器)賃貸借
 - ③ 三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機賃貸借
 - ④ 大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機賃貸借
 - ⑤ 柳川総合保健福祉センター「南風」高額紙幣対応券売機賃貸借
 - ⑥ 三橋総合保健福祉センターエレベーター保守点検業務委託
 - ⑦ 三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託
 - ⑧ 大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託
- ウ 下記について、長期継続契約を締結しているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削減による契約解除条項を付記していない。
- ・柳川総合保健福祉センター「水の郷」施設管理システム保守管理業務委託
 - ・三橋総合保健福祉センターエレベーター保守点検業務委託
 - ・三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託
 - ・大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託

【注意事項】

- ア 起案文書に、決裁日や施行日の記入がないものがある。
- イ 総合保健福祉センター利用(変更)許可・使用料減免申請書に下記のものがある。
- ・申請日の記入がない。(三橋総合保健福祉センター)
 - ・特別設備欄の記入がない。(柳川総合保健福祉センター、大和総合保健福祉センター、三橋総合保健福祉センター)
- ウ 下記の契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
- ・再リース申込書兼契約書(柳川総合保健福祉センター通信カラオケ機器・アンプ)
 - ・電子リモコン賃貸借)
 - ・柳川総合保健福祉センター「水の郷」施設管理システム保守管理業務委託契約書

【要望・意見】

平成13年8月に設立された水の郷自主事業実行委員会については、設立から15年を経過した現在も、依然として厳しい財政状況が継続している。平成27年に実施した財政援助団体監査報告でも述べたが、今後もこの事業が永続した場合、毎年多額の債務負担金が将来に亘り発生することとなり、当市の財政事情から憂慮せざるを得ない状況にある。本来、自主事業実行委員会の名称が示すとおり、自主的な運営（独立採算）を目指して発足したものであり、文化サークル等の事業は受講料等の収入により十分採算が採れているものの、水の郷を常設ホールとして活動している「劇団」では、毎年多額の赤字が発生し、市の負担金の殆どが同「劇団」の赤字補てんに使用されている。勿論、芸能文化活動を助長し、青少年の健全な育成、市民の娯楽、地域文化の発信に資することも重要ではあるが、負担金の客観的公益性、税金で賄われる原資に鑑みたとき、一事業のみ恒常的に多額の負担金を費消することは、財政援助団体であるとは言え、財務監査の見地から効率的、効果的、公平的とはいえない。

よって、水の郷自主事業実行委員会及び「劇団」と協議し、現状の認識と改善を行うよう求めるものである。

なお、「劇団」の演出指導を委託している法人との契約書が未更新であることや、委託料等の支出方法について、受託法人口座への振込みではなく指導者本人（受託法人代表者）への現金手渡しとしていることについて、併せて見直しを図られたい。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用時間の記入がないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

エ 伺兼依頼書や起案文書等について、以前使用した文書等を複写し、内容を修正して使用しているものがあるが、中には、修正を一部漏らしたまま使用し、決裁しているものが見受けられる。このような場合にあっては、記載内容を全て正しく修正したか、十分に確認されたい。

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年4月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部(柳川ブランド推進室、農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、観光課)、農業委員会

3 監査の実施期間

平成29年3月1日から平成29年3月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成29年1月31日まで(平成28年度分)

平成28年2月1日から平成28年5月31日まで(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《産業経済部》

(柳川ブランド推進室)

【指摘事項】

(契約事務)

ア ふるさと名物商品販売業務委託契約書において、受託者が受託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託する場合は、予め市から書面による承諾を受けなければならないこととされている。しかしながら、受託者が委託料の6割を超える通信サイト改修業務を別の業者へ再委託したことについて、市の担当課ではこれを承知していたが、承諾書の作成を行っていない。

イ 下記の契約に係る予定価格の設定を行っていない。

また、②については、見積書の徴取も行っていない。

① 博多大丸『水郷柳川物産展』に係る販売補助員派遣

② 地域おこし協力隊員アパート撤去に伴う修繕

ウ 「共創」による地域製品の開発及び販売促進業務の委託に当たり、受託者に課す守秘義務の期間について、仕様書では「事業終了後もまた同様とする。」としているが、契約書では「契約が終了し、又は解除された後、2年間も、また同様とする。」としており異なっている。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、旅行命令の取消しに訂正印がないものがある。(前年度注意事項)

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

ウ 柳川ブランド推進協議会会計について、次のものが見受けられた。

- ・支出命令書について、債権者名を誤って作成している。
- ・資金前渡分の精算に当たり、精算命令書に添付された領収書が1通不足している。

(農政課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令書について、命令権者による命令印がないものがある。

(契約事務)

ア 家畜用防疫薬剤の購入に係る契約締結伺書について、予定価格が10万円以上であるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。

(その他)

ア 柳川市認定農業者連絡協議会会計について、次のものが見受けられた。

- ・旅費や指導料を、本人の口頭申し出のみで配偶者の口座へ振り込んでいる。
- ・職員の宿泊を要する旅行の命令権者は副市長だが、同協議会会長により決裁されている。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用年月日や使用時間、使用目的、使用区間、走行距離の記入がない、又は誤っているものがある。

イ 旅行命令書について、旅行先の記入がないものがある。

ウ 起案文書に施行日の記入がないものがある。

エ い業振興会の起案文書及び助成金等交付申請書の供覧について、会長の押印がないものがある。

オ 畜産振興会について、起案文書に会長の押印がないものがある。

カ 認定農業者連絡協議会について、下記のものがある。

- ・起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。
- ・起案文書に印字された会議の開催日時の訂正に鉛筆を使用している。
- ・収入伝票に施行日の記入がない。
- ・支出伺兼支出伝票の支払先欄及び支払方法欄の訂正に鉛筆を使用している。
- ・支出伺兼支出伝票に添付する領収書の一部に宛名や領収日の記入がない。

(水路課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 矢部川水系陸閘門操作管理委託契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず、総務部長の合議を受けていない。

- イ 他団体のバスに同乗し旅行する場合旅費雑費の支給はないが、旅費雑費 1,100 円が支給されている。

【注意事項】

- ア 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を事前に押印しているものや、連続番号を重複して付しているものがある。

- イ 橋本排水機場エンジン調査点検業務委託契約に係る見積状況調書について、落札金額及び入札金額を、誤って予定価格及び入札書比較価格の欄に記入している。

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員の宿泊を要する旅行の命令権者は副市長だが、課長により決裁されているものがある。

【注意事項】

特にない。

(商工振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 柳川市未来のために頑張る商店街応援事業補助金について、「景品」は補助対象外経費とされているが、中島商店会への交付額の算定に当たり、「ガラポン景品代 100,000 円」を補助対象経費としている。

また、沖端商店会への交付額の算定に当たり、集客のためにプレゼントした柳川おもてなしカード会「やなぼカード」のポイント代を補助対象経費としているが、これも景品に該当するため補助対象経費とすることはできない。

イ 柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金実施状況報告書について、添付された年間収支報告書等の内容に誤りがあるにもかかわらず、確認を怠りそのまま受領しているものがある。

ウ 中島商店会から提出された商店街活性化対策事業補助金に係る補助事業実績報告書について、添付された成果報告書には一事業についての実績しか記載されておらず、これに係る経費は市の補助金交付額を下回っているが、修正等の指導を行わず、そのまま受領している。

エ 平成 28 年 1 月 22 日付けで実績報告書の提出があった柳川市中小企業等人材育成助成金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。

オ 下記の書類について、受付処理及び供覧を行っていない。

- ・柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金交付申請書
- ・柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金実施状況報告書
- ・奨励金交付申請書（柳川市企業立地等促進条例に基づく雇用奨励金）
- ・補給金交付申請書（柳川市企業立地等促進条例に基づく利子補給金）
- ・柳川市中小企業融資保証料補給申請書
- ・柳川市物産展等出店支援事業認定申請書
- ・柳川市物産展等出店支援事業補助金交付申請書
- ・柳川市住宅リフォーム助成事業補助金工事完了報告書

【注意事項】

特にない。

(観光課)

【特別指摘事項】

(契約事務)

ア スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託契約について、スマートフォン専用のアプリケーションを開発した業者と平成 24 年度以降、単年度契約を締結しているが、平成 27 年度に発生した委託金額の残金を精算せず、市相手方双方合意の上、平成 28 年度へ持ち越している。平成 28 年度の実際の契約金額は、契約書に記載された契約金額に前年度の委託料の残金を加算した額であり、契約内容と実態が相違している。

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。
- イ 平成 28 年度白秋祭水上パレード補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく、財政課合議がない。
- ウ 市営白秋観光駐車場満車灯 LED 基板交換に係る請書の締結について、契約金額が 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
- エ 平成 27 年度に交付された下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。
- ・BABY GO 11 事業補助金
 - ・柳川市観光協会補助金
- オ 柳川市滞在型観光バスツアー助成事業について、参加人員が 15 名以上であることが補助金交付の一要件となっているが、事業実績に参加人員の記入がないものがある。
- カ スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託について、wi-fi を整備したことから通信料の支払いは不要であったが、解約手続きが遅れ、4 月から 6 月まで 3 ヶ月分の通信料が発生している。

(契約事務)

- ア 下記の契約について、決裁権者による予定価格調書が作成されていない。
- ・中山大藤まつり交通誘導警備業務委託
 - ・スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託
 - ・Webカメラ画像表示のための柳川市公式サイト修正作業委託
 - ・西鉄福岡天神駅アドスクリーン広告掲出業務委託
 - ・「オール柳川元気プロモーション事業」業務委託

- ・柳川雛祭りさげもんめぐり見所づくり業務委託
- ・小規模休憩施設管理業務委託
- ・市営観光駐車場設備保守業務委託
- ・柳川千の物語ウェブマガジン製作業務委託
- ・城掘環境整備業務・沖端水天宮周辺の柳の下枝剪定業務委託

(その他)

ア 観光課に事務局を置く「柳川むつごろう会」の会計処理を地域おこし協力隊が行っているが、観光課の指導が徹底しておらず下記のような不適切な事務処理が見受けられた。この他事情聴取の際、会計書類の不備により未回答となっている事項がある。整理でき次第別途報告されたい。

- ・班員の売店アルバイトの給与を班長がまとめて受領し、その後各班員に渡しているが、正当債権者への支払いを確認できる資料がない。
- ・仕入のため概算額を支出し残額を雑収入として受け入れているが、誤って 7,080 円多く受け入れている。
- ・支出額と異なる額の領収書を受領している。

イ 観光課に事務局を置く「水郷柳川旅物語企画会議」にて、水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブック及びおでかけ帖製作等の業務委託契約を締結している。その契約書において受注者は契約締結と同時に契約保証金を支払う旨の記載をしているが、同会議は受領することを失念し支払いを受けていない。

【注意事項】

ア 柳川ひまわり園のポスター及びチラシの印刷について、伺兼依頼書及び契約締結伺書の予定価格欄に誤って契約金額を記入している。

イ 下記の契約に係り業者が提出した見積書に日付の記入がない。

- ・Web カメラ画像表示のための柳川市公式サイト修正作業委託契約
- ・西鉄福岡天神駅アドスクリーン広告掲出業務委託契約
- ・「オール柳川元気プロモーション事業」業務委託契約
- ・柳川雛祭りさげもんめぐり見所づくり事業業務委託契約
- ・柳川市観光 DVD「柳川物語」外国語版（2013 年改訂版）増刷契約

ウ 下記の契約書の契約保証金について、契約事務規則第 29 条の規定により免除する旨の記載はあるが、適用号数の記入がない。

- ・西鉄福岡天神駅アドスクリーン広告掲出業務委託契約書
- ・柳川雛祭りさげもんめぐりプロモーション・広告宣伝事業業務委託契約書

エ 柳川市温泉管理業務委託契約書について、柳川市を発注者、相手方を受注者として

契約しているが、同契約書の仕様書では相手方を乙と表記している。

オ 平成 28 年度の柳川市サテライト大学提案事業実証実験業務委託契約書に、年度を平成 29 年度と誤って記載した仕様書（案）を添付している。

カ 観光課に事務局を置く「おもてなし柳川市民会議」にて、マフラータオル他各種おもてなし啓発アイテムを購入し、年に数回の在庫確認を行っているが、管理台帳がないために確認時点での数量の把握に留まっている。

《農業委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 公益財団法人福岡県農業振興推進機構の業務の一部について、市と公益財団法人福岡県農業振興推進機構との間で業務委託契約を締結し、契約書において、係る業務については、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うこととされている。このため市長決裁により契約を締結する必要があったが、農業委員会事務局長決裁としている。

イ 農業委員会会議規則第 13 条において、「議事録には、会長が指名した 2 人の委員が署名押印しなければならない。」と規定されているが、毎月の農業委員会総会議事録に委員の署名がないものや、委員 1 名の署名しかないものがある。

【注意事項】

ア 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を事前に押印しているものがある。

イ 旅行命令書について、旅行の取消しに訂正印がないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結
伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期
監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない
状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認
し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされ
ていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが
見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査
「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤
りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納
員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。ま
た徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に
記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

3 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年4月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成28年4月1日から平成29年2月28日(平成28年度分)

平成28年3月1日から平成28年5月31日(平成27年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪議会事務局≫

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 平成27年度分政務活動費の変更負担行為決議書について、3月31日付で起票しているにもかかわらず、添付されている政務活動費収支報告書の日付は4月18日付となっている。

変更負担行為決議書は、財務規則第51条の規定により起票しなければならず、収支報告書は3月31日までに受領されたい。

《消防本部》

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年 2 月 16 日付けで交付決定を受けた平成 28 年度コミュニティ助成金（視聴覚資器材一式）に係る調定決議書の起案日が、助成金の送金日である平成 29 年 2 月 28 日となっている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票をされたい。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。（前年度指摘事項）

イ 平成 28 年度に新正副分団長となった者の私印を公費により作成している。

(契約事務)

ア 機材搬送車構造変更に伴う車検整備等の請書について、収入印紙（200 円）が貼付されていない。課税文書に該当するものについては、印紙税法の規定により受注者に収入印紙を貼付するよう指導されたい。（前年度指摘事項）

イ 平成 29 年柳川市消防出初式会場器具借上げに係る契約について、予定価格の設定が行われていない。

ウ デジタル印刷機賃貸借契約に係る契約書の本文中において、参照する条名を誤記しているものがある。

エ 平成 28 年度コピー機（東部出張所）のパフォーマンス契約書について、「(以下「甲」という)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

【注意事項】

ア 起案文書に、決裁日や施行日の記入のないものがある。

イ 柳川市消防団第 15・20 分団消防ポンプ自動車の検収報告書に係り中間検査を「平成 28 年 9 月 8 日」に実施しているが、報告日を「平成 28 年 9 月 6 日」と誤記している。

ウ 公用車運転日誌について空き行に課長の押印がされているものや、使用年月日の曜日または使用終了時刻の記入のないものがある。

エ 毛筆筆耕業務の業務委託契約書に貼付する収入印紙に割印がない。

オ 緊急情報伝達システム設置工事の契約に係る見積書について、F A Xにより受信し原本を徴取していない。

カ 柳川消防・火の用心バレーボール大会参加賞及び賞品の契約に係り業者が提出した見積書に日付の記入がない。

キ 下記の契約書について、支払遅延に対する遅延利息の利率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・ 柳川市消防団第 11 分団明野部消防ポンプ車修繕
- ・ 消防用ホース（15 本）売買契約
- ・ 消防ポンプ自動車購入（第 15・20 分団）売買契約
- ・ 消防団編上安全靴（480 足）売買契約
- ・ 新分団長以上幹部用甲種制服一式売買契約（単価契約）
- ・ 新入団員等活動服一式売買契約（単価契約）
- ・ 新入団員等アポロキャップ売買契約（単価契約）
- ・ 平成 28 年度酸素、空気等充填料及び耐圧テスト料（単価契約）

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 現金領収書について、下記のものがある。(前年度指摘事項)

- ・年度の記入がない。
- ・連続番号の記入がない、又は番号を重複して付している。
- ・未使用分に分任出納員の押印がある。
- ・納入者住所や領収日の訂正に訂正印がない。

イ 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、次のものがある。(前年度指摘事項)

- ・使用料が減免されているが、減免申請書の添付がない。
- ・申請日や利用施設名等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。
- ・市側で記入すべき減免区分や減免割合、使用料について、記入漏れや記入誤り、鉛筆による記入がある。
- ・金額の訂正に修正テープを使用している。
- ・使用料算出の際の、端数処理の手順が統一されていない。
- ・減免対象ではない団体について、誤って使用料減免の適用をしている。
- ・市民以外の者が利用する場合の使用料の算定を誤っている。

ウ 柳川市学童農園むつごろうランドの使用料について、平成 27 年 8 月～平成 28 年 3 月分の調定及び収入処理の時期が、平成 28 年 5 月と遅れている。

(支出事務)

ア 他団体が借上げたバスに同乗して旅行する場合、市から旅費雑費の支給はないが、子ども会が借上げたバスに同乗して旅行した職員に対し、旅費雑費 1,100 円が支給されている。

イ 食料費の支出予定額が 1 万円以上 5 万円未満のものについて、食料費支出事前伺書は部長決裁となるが、課長決裁とされているものがある。(前年度指摘事項)

ウ 下記補助金の交付決定について、財政課の合議のないものがある。

- ・全国大会出場者補助金
- ・柳川市青少年海外研修事業補助金

エ 柳川市青少年交流派遣事業（第 31 回福岡県南青少年の船）参加者への補助金について、参加者が負担する研修費の額を誤って認識していたことにより、補助対象者 18 人全員が同額の研修費を負担していたにもかかわらず、異なる額の補助金を交付してい

る。

オ 全国大会出場者補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書が作成されていない。

(契約事務)

ア 下記の単価契約の締結に係る決裁について、年間予定総額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。

- ・平成 28 年度むつごろうランド各施設の管理業務に係る委託契約
- ・平成 28 年度公民館施設の屋外清掃等に係る委託契約
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（柳河、城内、東宮永、矢留公民館）
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（両開公民館）
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（垂見公民館）

イ 第 45 回柳川流し雛祭における舟賃貸借契約について、予定価格が 10 万円を超えているが、予定価格の設定及び契約締結に係る決裁が課長により行われている。

ウ 藤吉コミュニティセンターの建設に伴う下記備品の購入に当たり、予定価格が 10 万円を超えているが、1 者見積りによる随意契約としている。

- ・オープンレンジ他 9 点（電気製品）（予定価格：297,712 円）
- ・音響設備（予定価格：648,000 円）

エ 長期継続契約を締結する場合は、総務部長合議の上、市長の決裁を受けることとされているが、長期継続契約である下記契約の締結については部長決裁とされ、また、①については総務部長の合議も受けていない。

- ① 三橋公民館デジタル複合機賃貸借契約
- ② デジタル複合機賃貸借契約（藤吉コミュニティセンター）
- ③ デジタル印刷機賃貸借契約（藤吉コミュニティセンター）

オ 下記の契約について、契約金額は 200 万円以上であるが、総務部長の合議を受けていない。

- ・平成 28 年度柳川市 B&G 体育館管理業務委託（契約金額 2,651,095 円）
- ・平成 28 年度雲龍の郷管理業務委託（契約金額 3,164,000 円）
- ・平成 28 年度柳川市立三橋公民館等管理業務委託（契約金額 4,320,475 円）

カ 平成 28 年度柳川市パソコン講座業務委託契約の締結に当たり、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書の作成が行われていない。

キ 柳川市民体育館アリーナ照明修理について、契約金額が 30 万円を超えているが、契

約書の作成を省略し請書を徴取している。

ク 平成 28 年度大和体育館他 4 箇所除草作業業務の委託契約について、前年度のものを複製し修正して契約書を作成しているが、契約金額の修正をせず誤った金額で契約締結し、後に、契約金額是正のため変更契約を締結している。

ケ 皿垣地区コミュニティ広場トイレ清掃等業務委託について、単価契約が締結されているが、業務毎の単価を表示した契約書別紙 1「平成 28 年度委託料一覧表」に、委託業務のひとつである消毒業務の単価の表示がない。

コ 下記の業務委託に係る契約書について、契約保証金欄への記入がない。

- ・大和漁村センター太陽光発電設備他設置工事設計監理業務委託
- ・就業改善センター太陽光発電設備他設置工事設計監理業務委託
- ・柳川農村環境改善センター太陽光発電設備他設置工事設計監理業務委託

サ 下記の契約に係る契約保証金の取扱いについて、契約書や契約に係る起案文書に記載せず、契約保証金の取り扱いについて決裁を受けずに、契約保証金を免除している。

- ・平成 28 年度柳川市 B&G 体育館管理業務委託（契約金額 2,651,095 円）
- ・平成 28 年度雲龍の郷管理業務委託（契約金額 3,164,000 円）
- ・出来町遺跡出土遺物実測図作成及びデジタルトレース業務委託契約（契約金額 8,910,000 円）
- ・平成 28 年度柳川市立三橋公民館等管理業務委託（契約金額 4,320,475 円）

(財産管理事務)

ア 行政財産使用許可書について、使用を許可する市有地の地番を誤って記載しているものがある。

(その他)

ア 下記の書類について、受付処理及び供覧を行っていないものがある。

- ・行政財産使用許可申請書
- ・補助金等交付申請書（校区公民館事業補助金）
- ・柳川市地区公民館建設費補助金実績報告書

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用時間の記入がないものがある。

イ 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・旅行命令の取り消しや旅費欄等の訂正に訂正印がない。
- ・職員の宿泊を要する旅行について、副市長の合議がない。

- ・復命欄への記入がない。(前年度指摘事項)
- ウ 起案文書や起工伺等について、下記のものがある。
- ・決裁日や施行日の記入がない。(前年度指摘事項)
 - ・保存区分や保存期間の記入がない。
- エ 全国大会出場者補助金に係る交付申請書について、申請日や補助事業の完了予定年月日の記入がないものがある。
- オ 柳川市地区公民館建設費補助金について、下記のものがある。
- ・実績報告書に添付された「柳川市地区公民館建設補助(新築)事業出来高報告書」に着工年月日及び完了年月日の記入がない。
 - ・補助金交付申請書に添付された「公民館(新築)工事予算及び議決書」に、決議した行政区総会の開催日の記入がない。
- カ 藤吉コミュニティセンターの建設に伴う備品の購入に当たり、予定価格が80万円を超えるため起案文書により購入伺を行う必要があるものについて、伺兼依頼書により処理されているものがある。
- キ 下記契約の締結に当たり徴取された見積書に日付の記入がない。(前年度指摘事項)
また、③については見積者の押印もない。
- ① 平成28年度柳川市内児童公園遊具調査業務委託
 - ② 平成28年度三橋テニスコート便所掃除業務委託
 - ③ 平成28年度柳川市雲龍の郷清掃管理業務委託
 - ④ 蒲池農村環境改善センター樹木伐採撤去業務委託
 - ⑤ 旧戸島家住宅畳表張替え
 - ⑥ 柳川市大和地域コミュニティセンター機械警備業務委託
 - ⑦ 自家用電気工作物保安管理業務(農林漁業体験実習館)
 - ⑧ 有明コミュニティセンター進入口ガードパイプ設置工事
 - ⑨ 豊原コミュニティセンター進入口反射鏡設置工事
 - ⑩ 藤吉コミュニティセンター進入口反射鏡設置工事
 - ⑪ 平成28年度柳川市三橋地域コミュニティセンター機械警備業務委託
- ク 見積状況調書について、次のものがある。
- ・見積徴取者欄に、業者名を誤記している。
 - ・予定価格及び見積書比較価格を誤記している。
 - ・見積金額を誤記している。
 - ・見積徴取年月日を誤記している。
 - ・見積決定者欄への記入がない。

- ・見積金額については消費税及び地方消費税を含まないとしているが、見積徴取者毎の見積金額欄に消費税等込みの金額を記載している。

ケ 下記の契約書について、支払遅延利息等の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・物品売買契約書（ウォータークーラー、専用台）
- ・修繕契約書（柳川市民体育館非常用自家発電装置蓄電池取替工事）
- ・修繕契約書（柳川市民体育館サブアリーナ照明修繕）
- ・印刷製本請負契約書（柳川市文化財調査報告書第 13 集「出来町遺跡」印刷製本）

コ 生涯学習課が所管する施設に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託契約書について、契約締結日の記入がないものがある。

サ 生涯学習課が所管する施設の警備業務委託契約に係る市保有の契約書について、警備担当時間、緊急連絡先、契約書別紙「警備計画、警備対象物件および細則」の内容確認日又は個人情報の取扱いに係る覚書締結日の記入がないものがある。

シ 柳川市子どものすこやかな成長を願う実行委員会について、下記のものがある。

- ・平成 27 年度の収入とすべき平成 28 年 2 月 22 日受取利息を、平成 28 年度の収入としている。
- ・受領した領収書に日付の記入がない。

ス カルチャラル柳川ふれあい文化事業実行委員会について、収入伝票及び支出伝票に供覧及び決裁の押印欄を設けず、決裁を受けずに出入金を行い、後で、別紙に印刷された押印欄を切り取って貼り付け、押印をしている。

セ 第 35 回有明海旗争奪少年剣道大会実行委員会について、下記のものがある。

- ・当該実行委員会が保有する大会駐車場警備業務委託に係る契約書に、契約内容確認日、契約締結日並びに同会の住所及び名称の記入漏れがある。
- ・起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。

ソ 柳川市おもてなし健康マラソン大会実行委員会について、下記のものがある。

- ・次の支出に係る「支出伺兼支出伝票」に領収書の添付がない。
 - ・沖端女性の会謝金 10,000 円
 - ・交通安全推進協議会 1 1 分会@2,500×11 名 27,500 円
- ・「調定決議書兼収入伝票」及び「支出伺兼支出伝票」に決裁日や施行日の記入がない。
- ・「支出伺兼支出伝票」に添付された請求書に日付の記入がない。

タ 県南地域資料調査会について、下記のものがある。

- ・ 支出命令書に添付された領収書に品名等の記載がなく、何の領収書か確認できない。
- ・ 航空機利用の旅行に係る旅費の支出について、航空賃の領収書の添付がない。

【意見・要望】

藤吉コミュニティセンター落成式の際、出席者へ配付するためとして、市長、教育長及び職員6人を含む78人分の弁当を購入しているが、当初から会食ではなく配付を予定しており、職員分等の購入は不適切である。

≪監査委員事務局≫

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務についての誤りが散見された。伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや徴取された見積書に日付の記入がないもの等々、これまでの定期監査において幾度となく指摘しているが、未だに繰り返し同じ指摘をせざるを得ない状況にある。

指摘を受けた事項については、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられた。

随意契約に際し適用条項等判断に迷うものが生じた場合は、今年度行った行政監査「随意契約による業務委託契約に係る事務について」の結果を参考にされ、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

エ 伺兼依頼書や起案文書等について、以前使用した文書等を複写し、内容を修正して使用しているものがあるが、中には、修正を一部漏らしたまま使用し、決裁しているものが見受けられる。このような場合にあっては、記載内容を全て正しく修正したか、十分に確認された